

★1・★2適合ラベル申請方法の概要 (2025.08.03版)

(独)情報処理推進機構セキュリティセンター



注意事項

IPA

■ 本資料は、★1・★2適合ラベルの申請方法の概要を記載したものです。
詳細な申請方法は、以下の要求事項・手引きに記載されていますので、
必ずそれらも参照してから申請してください。

- セキュリティ要件適合評価・認証及びラベル取得等に関する要求事項(JSM-02)
- セキュリティ要件適合評価・認証及びラベル取得申請等のための手引(JSM-02-A)

適合ラベル取得申請を行う前に

■ 申請書類及び手続等で使用する言語は**日本語が原則**です。

- やむを得ない場合は英語による作成も可とします（日本語指定の場合を除く）が、日本語での問合せ対応ができる体制を整えるようにしてください。
- 日本語又は英語以外で記載された申請書類では適合ラベル取得申請は行えません。

■ **最新バージョン**の適合基準、評価手順、及び評価ガイドの各項目を十分に確認してください。また、よくある質問、ガイダンス、補足情報等についても確認してください（頻繁に更新される可能性があります）。

- 旧バージョンの適合基準、評価手順、評価ガイドについては、当該バージョンに明記された猶予期間内に申請を行うことを条件に、新バージョン発行後も継続して利用することができます。
- 猶予期間終了後は、旧バージョンを用いた申請が受理されませんので、新バージョンの適合基準、評価手順、評価ガイドに従ってください。

★1・★2適合ラベル取得申請に必要な事項

IPA

■ 適合ラベル取得申請確認書（様式2-1）

- 申請責任者名義で作成します。電子証明書(申請責任者の組織名義)を用いた電子署名、申請責任者の記名押印、申請責任者の署名(自署)のいずれかが施されている必要があります。
- 申請代行の場合は、申請代行組織の申請責任者名義で作成します。

■ JC-STAR適合ラベル申請書

- 「申請書の書き方」を参照して記入します。必ず最新版の申請書であることを確認してください。
- **日本語で記入**する必要があります。
- 添付する文書は、原則としてPDFファイルで準備してください。PDFファイルの利用が困難である場合には、事前に機構に相談してください。
- 申請書及び付随する文書について、本制度の適正な運用・管理を目的として、秘密保持規約の範囲で、経済産業省商務情報政策局サイバーセキュリティ課と共有することができます。
- **申請書が「2025年7月7日版」に変更になっています。最新の申請書をお使いください。**
- **「申請製品の製品類型」によっては「追加申請書」の提出が必要となる場合があります。「追加申請書」が必要な場合には、申請番号を取得する際にその旨申し出てください。**
※現在対象なのは「エネルギー関連機器(エネファーム、PCS、ガス給湯器など)」です。

★1・★2適合ラベル取得申請に必要な事項

IPA

■ (代行申請の場合)委任状(様式2-3)

- 申請者から申請の権限を委任された代理人が実際の申請作業を行う場合に必要です。
- 申請責任者名義で作成します。電子証明書(申請責任者の組織名義)を用いた電子署名、申請責任者の記名押印、申請責任者の署名(自署)のいずれかが施されている必要があります。

■ チェックリスト

- 申請するレベルに対応する適合基準・評価手順に従って自らが適合評価を行って作成します。
なお、**申請日前90日以内**に作成したものに限ります。
- 適合評価をJC-STAR評価機関、又はJC-STAR検証事業者に依頼することもできます。
- サーバイランス等の際にチェックリストの記載内容の妥当性について根拠説明ができるようするため、適合ラベルの有効期間中はチェックリストの記載内容を裏付けるための関連する文書類や評価報告書、実機テスト結果報告書等の証跡を保管しておかなければなりません。
- **チェックリストの最新版は「2025年5月5日」版です。2025年8月12日以降は、2025年5月5日版以前のチェックリストは受け付けませんので、ご注意ください。**

★1・★2適合ラベル取得申請に必要な事項

IPA

■ (必要に応じて)法人格を証明できる書類

- 申請書において法人番号又はLEI番号を記載しないで申請する場合には、法人登記簿謄本等の法人格を証明できる書類が必要です。法人登記簿謄本等を添付する際は、以下の要件をすべて満たすことが必要です。
 - 会社・法人の登記事項証明書又はこれに準じるものを提出してください。
 - 発行日から6か月以内かつ最新な書類であることが必要です。**ただし、オンラインにて記載内容の確認が即時可能な書類を提出している場合には発行日を問いません。**
 - 海外法人の場合は、公的な機関が発行した納税証明書で代用できます。
 - 法人格を証明する公的書類等の提出書類の原文の記載が日本語又は英語のいずれでもない場合は、申請者は原文の他に日本語訳又は英語訳を提出してください。日本語訳又は英語訳のいずれかの提出がない場合、申請は受領されません。

■ (IPA又は経済産業省から要求があった場合)追加情報や資料等の提供

- **申請の確認作業の過程において、IPA又は経済産業省から、確認作業に必要な追加情報や資料等の提供を求められた場合には、求められた内容に対応する追加情報や資料等を提出ください。**
- **指定された期間内(通常は2週間以内)に提出されなかった場合、申請が取り下げられたものとして扱われます。**

★1・★2適合ラベル取得申請にあたっての同意事項

IPA

■ ★1・★2適合ラベル取得申請にあたって、以下の事項に同意していただく必要があります。同意されない場合には申請ができません。

- IPA又は経済産業省から要求があった場合に、確認作業に必要な追加情報や資料等の提供への同意。申請の確認作業の過程において、必要に応じて、IPA又は経済産業省から確認作業に必要な追加情報や資料等の提供を求めることがあります。
- 秘密情報の取扱いを規定する「セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度 秘密保持規約」への同意。詳細は「秘密保持規程」の説明を参照してください。
- 適合ラベルの有効期間内のサポートへの同意。
 - 適合ラベル取得後に判明したセキュリティ上の不具合又は脆弱性に対して適切な是正対応を行わなければなりません。
 - サポートは原則として無償で提供してください。ただし、一定の条件を満たしている提供形態の場合には有償でのサポートが認められる場合があります。
- サイバーセキュリティに関連する国内法令等の規準への遵守。申請内容の遵守性について、経済産業省に照会し、その照会結果を踏まえて必要な対応を取ることができます。
- サーベイランスへの協力。本制度の信頼性を確保するため、必要に応じてサーベイランスを実施します。サーベイランスが円滑に実施できるように必要な協力をしなければなりません。
- 証跡の保管。サーベイランス等を実施する際に、機構から証跡の提出が要求されることがあります。

申請手数料について

IPA

- 適合ラベル取得申請の受理通知を受けたら、**当該通知に記載された機構が定める申請手数料**を振り込んでください。振込に当たっては、できるだけ振込者名の前又は備考に受理通知に記載された「受理番号」を記載してください(ただし、無理に記載する必要はありません)。
 - 一申請当たり、198,000円(税込)です。
2025年9月30日までの申請受領分については 110,000円(税込)です。
- 申請者は、**振込予定日の2営業日前までに「振込通知書」(様式2-5)を提出**ください。振込通知書の提出がない場合や振込者名に受理番号の記載がない場合には、申請手数料の支払い確認が生じ、確認完了までの時間がかかりますので、ご注意ください。
- 一旦支払われた申請手数料は、事由にかかわりなく、一切返金されません。
- 受理通知の送付後、事前連絡なく、60日以内に振込がない場合は、申請は申請者により取り下げられたものとして扱われます。

★1・★2の手続き

- 適合基準及び評価手順に従って自らが適合評価を行い、チェックリストを作成します。必要に応じて、評価機関や検証事業者に評価依頼ができます。
- 事前にJC-STAR申請担当にメールし、「**申請番号**」を取得してください。
- 取得した申請番号を本文に記載したメールに申請書類一式を添付して、適合ラベルの取得申請を行います。添付する申請書類は**暗号化しないでください**。
 - メール添付の代わりに**ファイル転送システムを利用することもできます**。ただし、IPAが利用できるものに限ります。IPAが利用できない場合、IPAが提供するファイル転送システムを利用していただきます。
 - チェックリストの提出に当たり、**証跡の提出は必要ありませんが**、適合ラベルの有効期間中は証跡の保管義務があることに留意してください。
- 申請書類一式が受領されると、「**受領番号**」が記載された受領通知文が送付されます。質問等を行う場合には、受領番号を明記するようにしてください。
なお、この段階では、申請はまだ受理されていないことに留意してください。

★1・★2の手続き

IPA

5. 書類一式について、経済産業省とともに必要な確認手続を行い、内容に不備があれば申請差戻を行います。
 - 申請差戻通知を受領したら、2週間以内に必要な修正を行い、書類を再提出してください。2週間以内に再提出がない場合、申請は取り下げられたものとして扱われます。
 - IPA又は経済産業省から、確認作業に必要な追加情報や資料等の提供を求められた場合には、指定された期間内に求められた内容に対応する追加情報や資料等を提出ください。指定された期間内に提出されなかつた場合、申請が取り下げられたものとして扱われます。
6. 確認手続の結果、申請受理可と判断されると、「受理番号」が記載された「申請受付受理書兼申請手数料通知書」が発行されます（確認手続が順調に行われた場合、おむね受領通知から2週間後程度を想定しています。ただし、確認手続の進展状況によってはその限りではありません）。一方、申請受理不可と判断された場合には、申請は却下され、手続きは終了します。

★1・★2の手続き

IPA

7. 申請受付受理書兼申請手数料通知書を受領したら、60日以内に当該通知書に記載された額の申請手数料を支払ってください。
 - **振込予定日の2営業日前までに「振込通知書」(様式2-5)を提出ください。**
8. 申請手数料の支払いが確認されると、適合ラベルが交付されます(おおむね申請手数料支払い確認後2週間程度を想定しています)。
 - 交付された適合ラベルを自らの責任で管理してください。
 - 適合ラベルの利用条件に従い、IoT製品への貼付、プロモーション等にも利用することができます。
9. 適合ラベルの交付と同時に、申請書類一式で「公開」と指定された箇所の情報が、製品情報ページに掲載されます。掲載内容に誤り等がないことを確認してください。
 - 掲載日の希望日を記載している場合には、当該希望日(00:00時)以降に速やかに掲載されます。それまでの間は登録番号の情報のみ確認ください。

申請中の変更手続き

■ 申請書の記載事項に訂正や変更が生じた場合は、以下の対応を取ります。

- ① 受領通知文の送付前であれば、申請を取り下げ、申請をし直してください。
- ② 申請受付受理書兼申請手数料通知書の発行後においては、申請書記載事項の変更はできません。
適合ラベルの交付後に、製品情報等の記載事項変更手続きを行ってください。
- ③ 上記①、②に該当しない期間においては、「**申請書記載事項訂正願**」(様式2-6) を提出してください。
ただし、変更内容によっては、必要な確認手続をやり直すことがあります。

■ **以下のいずれかに該当する場合は、速やかに申請書記載事項訂正願を提出**してください。この場合、必要な確認手続をやり直します。その結果、一旦、申請受理された申請であっても、申請受理不可となる場合も有り得ることに留意してください。

- ① 申請者が変更
- ② 申請者の親会社の構成が変更
- ③ 製造方法が「自社製造」から「OEM/ODM製造」又は「自社工場製造とOEM/ODM製造の併用」に変更
- ④ OEM/ODM製造の場合の製造ベンダー、又はその親会社の構成が変更
- ⑤ ファームウェアの開発・保守方法が「自社開発部門・保守部門のみで実施」から「部品・コンポーネントの生産会社からの供給を受けて対応」に変更
- ⑥ 部品・コンポーネントの生産会社からの供給を受けている場合、実際にファームウェア開発・保守を行う企業、又はその親会社の構成が変更

申請の取下げ

IPA

- 申請取下げ手続を行う場合は、「**申請・適合ラベル取下げ届**」(様式2-7) を提出してください。申請取下げはいつでも行うことができます。

IPA